

○習志野市市民協働インフォメーションルームの利用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、習志野市市民協働インフォメーションルーム（以下「インフォメーションルーム」という。）のオープンスペース、コピー機、印刷機（以下「オープンスペース等」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 インフォメーションルームの位置は次のとおりとする。

習志野市津田沼5丁目12番12号 サンロード津田沼5階

(開所及び休所日時)

第3条 インフォメーションルームの開所日、休所日及び利用時間については次のとおりとする。ただし、市民協働担当課長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

開所日 月曜日～土曜日 午前9時～午後5時

休所日 日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

施設の点検等により臨時休所となる場合がある。

(利用対象者)

第4条 オープンスペース等の利用対象者は次のとおりとする。

- (1) 市民協働インフォメーションルーム登録団体（以下「登録団体」という。）
- (2) 登録団体以外の者で、市民協働の推進若しくは市民活動を行っている者又はこれから市民活動を始めようとする者
- (3) その他市民協働担当課長が認める者

(利用目的)

第5条 オープンスペース等の利用は、市民活動又は市民協働のための情報収集、作業、交流等を目的とする。

(利用制限)

第6条 次の各号いずれかに該当する場合は、オープンスペース等の利用を認めないものとする。

- (1) 営利を目的とする活動であると認められるとき。
- (2) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動であると認められるとき。
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動であると認められるとき。
- (4) 真偽が定かでない事柄の偏向的又は排他的な主張が含まれる活動であ

ると認められるとき。

(5) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(6) 習志野市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条の暴力団及び暴力団員等の統制下にある団体の活動であると認められるとき。

(7) 無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項及び第8条第1項に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体の活動であると認められるとき。

(8) 前条に規定する利用目的にそぐわない活動であると認められるとき。

（利用時の遵守事項）

第7条 オープンスペースを利用する場合の遵守事項は、次のとおりとする。

(1) 飲酒及び喫煙は不可とする。

(2) 軽食程度の飲食は可とする。

(3) 利用後は清掃を行い、原状復帰をすることとする。また、ゴミ等は各自で持ち帰ること。

(4) イベントや教室の開催は不可とする。

(5) 利用者は、利用時に利用カードに必要事項を記入し提出すること。

2 印刷機を利用する場合の遵守事項は、次のとおりとする。

(1) 利用する際は、必ず職員にその旨を申告すること。

（利用申し込み及び利用回数）

第7条の2 オープンスペースの利用申し込みは、次のとおりとする。

(1) 利用申し込みの単位は枠とし、次のとおりとする。

ア 午前枠 午前9時から正午

イ 午後枠 午後1時から午後5時

(2) 利用申し込みの受付は、電話または来所とする。

(3) 利用申し込みの受付期間は、利用しようとする日の3か月前の同日から利用日当日とする。

2 オープンスペースの利用回数は次のとおりとする。

(1) 一の登録団体及び一の利用者の利用回数は月4枠までとする。ただし、利用当日に他利用者がいない場合はこの限りではない。

(2) 登録団体の構成員が、登録団体の活動目的で利用しようとする場合は、その登録団体の利用回数に含めることとする。

（費用負担）

第8条 コピー機、印刷機の利用に対する費用は、利用者の負担とする。この場合において、利用者が負担する費用の額は、次のとおりとする。

(1) コピー機の利用に対する費用の額は、用紙1枚につき10円とする。

ただし、両面にコピーをする場合は、２０円とする。

- (２) 印刷機の利用に対する費用の額は、「製版の数×１３０円」と「合計印刷枚数÷２００枚（小数点以下切り上げ）×１３０円」のどちらか高い額とする。

(チラシ等の設置)

第９条 オープンスペースにチラシ等を設置する者は、市民協働インフォメーションルームに、設置するチラシ等を提出するものとする。

２ チラシ等の設置期間は、設置の日から３０日以内又はイベント開催日までとする。また、設置期間終了後は、職員が撤去、処分するものとする。

３ チラシ等の設置の順位は次のとおりとする。

(１) 行政発行物

(２) 登録団体発行物

(３) 登録団体以外の団体の発行物で、習志野市又は習志野市教育委員会後援のもの

(４) その他協働政策課長が認める発行物

附 則

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

この要領は、令和７年５月１日から施行する。

この要領は、令和８年９月９日から施行する。